

国民健康保険税が決定しました

国民健康保険税は、ご加入いただいている方全員の前年中の所得および人数をもとに計算し、毎年7月に世帯年税額を決定します。負担する費用について、詳しくは7月中にお送りする納入通知書の内容をご確認ください。

◎令和7年度国民健康保険税率

	所得割(%)	均等割(円※1)	平等割(円)	課税限度額(円)
医療給付費分	7.37	29,900	23,400	660,000
後期高齢者支援金分	2.44	11,100	7,100	260,000
介護納付金分(※2)	2.12	11,300	7,500	170,000
合計	11.93	52,300	38,000	1,090,000

(※1) 未就学児の被保険者に係る国民健康保険税の均等割額については、5割の減額がされます。(※2) 40歳以上65歳未満の方のみ

◎保険税の納め方

①普通徴収(納付書・スマホ決済・口座振替)

※6月中に口座振替を申し込まれた方は、9期までの納付書が同封されている場合があります。

②特別徴収(年金からの天引き) ③普通徴収および特別徴収(10月から年金天引き開始)

詳しくはこちら



後期高齢者医療制度のお知らせ

☎ 愛知県後期高齢者医療広域連合 ☎052(955)1223
☎ 保険年金課 ☎(55)7119

後期高齢者医療保険料が決定しました

後期高齢者医療保険料は、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」と被保険者全員が等しく負担する「被保険者均等割額」を合計して、個人単位で計算され、毎年7月に保険料が決定します。負担する費用について、詳しくは7月中にお送りする納入通知書の内容をご確認ください。

◎保険料の納め方

①普通徴収(納付書、スマホ決済、口座振替) ②特別徴収(年金からの天引き) ③普通徴収および特別徴収

◎令和7年度後期高齢者医療保険料率

所得割率	均等割額	賦課限度額
11.13%	53,438円	800,000円

詳しくはこちら



新しい後期高齢者医療資格確認書は 7月下旬に郵送します

後期高齢者医療制度にご加入の方には、マイナ保険証の有無に関わらず、令和8年7月31日までの間、全員に資格確認書を交付する運用となっています(申請不要)。



【新しい資格確認書(青色)】

7月下旬に郵送します。簡易書留郵便でお送りしますので、受け取りの際には受領印が必要です。

8月以降に病院などにかかる際にご提示ください。

※不在の場合は郵便局が「不在通知」を置いていきますので、「不在通知」の指示に従い受け取ってください。

【今までの被保険者証または資格確認書(若草色)】

8月以降に個人情報を読み取れないようにハサミなどで裁断し、使用できないように破棄してください(返送不要)。

なお、資格確認書が届かない場合など、ご不明な点があれば保険年金課へお問い合わせください。

コールセンターを開設しています

愛知県後期高齢者医療広域連合では、相談窓口としてコールセンターを開設しています。

保険料、資格確認書、給付などについての相談は、あいち後期高齢者医療コールセンターにお問い合わせください。

あいち後期高齢者医療コールセンター

☎0570(011)558

※ご利用には通話料がかかります

対応期間：令和8年3月31日(火)まで

午前8時45分～午後5時15分(平日)

※7月12日(土)～8月31日(日)は土・日曜日、祝日も開設